

北広島市児童福祉施設等従事者慰労金給付要綱を次のように定める。

令和2年10月15日

北広島市長 上野 正三

北広島市児童福祉施設等従事者慰労金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言下において、社会機能の維持に不可欠な役割を担っている北広島市内の児童福祉施設等に勤務する職員が、自らが感染する可能性がある中、相当程度心身に負担をかけながら業務に従事していることに対する北広島市児童福祉施設等従事者慰労金(以下「慰労金」という。)の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 この要綱による慰労金の給付の対象となる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内の次に掲げる施設又は事業(以下「給付対象施設等」という。)において従事した者(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所であって、法第35条第3項の規定により設置されたものにおいて業務に従事した者にあつては、地方公務員法(昭和22年法律第67号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に限る。)

ア 法第39条第1項に規定する保育所(法第35条第3項のもの及び第4項の規定により認可を受けたものに限る。)

イ 法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第12条のもの及び第17条第1項の認可を受けたものに限る。)

ウ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業(法第34条の15の規定により認可を受けたものに限る。)

エ 認可外保育施設(法第59条の2第1項に規定する施設をいう。)

オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園

カ 法第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業

キ 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(法第34条の8第2項の規定により届出をしたものに限る。)

ク 法第41条に規定する児童養護施設(法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。)

ケ 法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業(法第34条の4第1項の規定

により届出をしたものに限る。)

(2) 令和2年2月28日から同年5月25日までの間に、市内の給付対象施設等において、子どもと一定程度接する業務に通算10日以上従事した者

2 この要綱の規定による慰労金の給付は、給付対象者1人につき1回に限るものとする。

3 第1条に規定する目的と同様の趣旨により国又は他の自治体が給付する慰労金を受けた者は、給付対象者から除くものとする。

(慰労金の額)

第3条 慰労金の額は、給付対象者1人につき5万円とする。

(給付の申請)

第4条 慰労金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北広島市児童福祉施設等従事者慰労金申請書兼請求書(別記第1号様式)に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をする時点において給付対象施設等に従事しているときは、当該給付対象施設等の管理者を経由して申請書等を提出することができる。

(申請の受付期間)

第5条 前条の規定による申請を受け付ける期間(第9条及び第10条において「受付期間」という。)は、別に定める日から令和2年12月28日までとする。ただし、当該期間内に申請をしなかったことについて、特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否を決定する。

2 市長は、慰労金の給付の可否を決定したときは、北広島市児童福祉施設等従事者慰労金給付決定通知書(別記第2号様式)又は北広島市児童福祉施設等従事者慰労金不給付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(慰労金の給付)

第7条 市長は、前条により給付することを決定したときは、速やかに当該慰労金を給付するものとする。

(給付に係る調査等)

第8条 市長は、慰労金の給付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査は、慰労金の給付を決定した後であっても、行うことができる。

(慰労金の給付に関する周知)

第9条 市長は、慰労金の給付に当たり、給付対象者の要件、給付金額、申請の方法、受付期間等の概要について、広報その他の方法により市民等への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から受付期間内に申請が行われなかった場合は、当該給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 第6条の給付の決定のために必要な審査に際し、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が指定した期限までに申請書の補正等が行われないうときその他申請者の責に帰する事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(給付の取消し及び慰労金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、慰労金の給付の決定を取り消すとともに、既に慰労金が給付されているときは、その返還を命ずることができる。この場合において、取消し等により慰労金の給付を受けた者に損害があっても市長はその損害の責めを負わないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けたとき。

(2) この要綱で定める慰労金の給付要件に違反したとき。

(3) その他市長が給付することを不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消し等を行ったときは、その旨を慰労金の給付を受けた者に理由を付した書面により通知するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。